

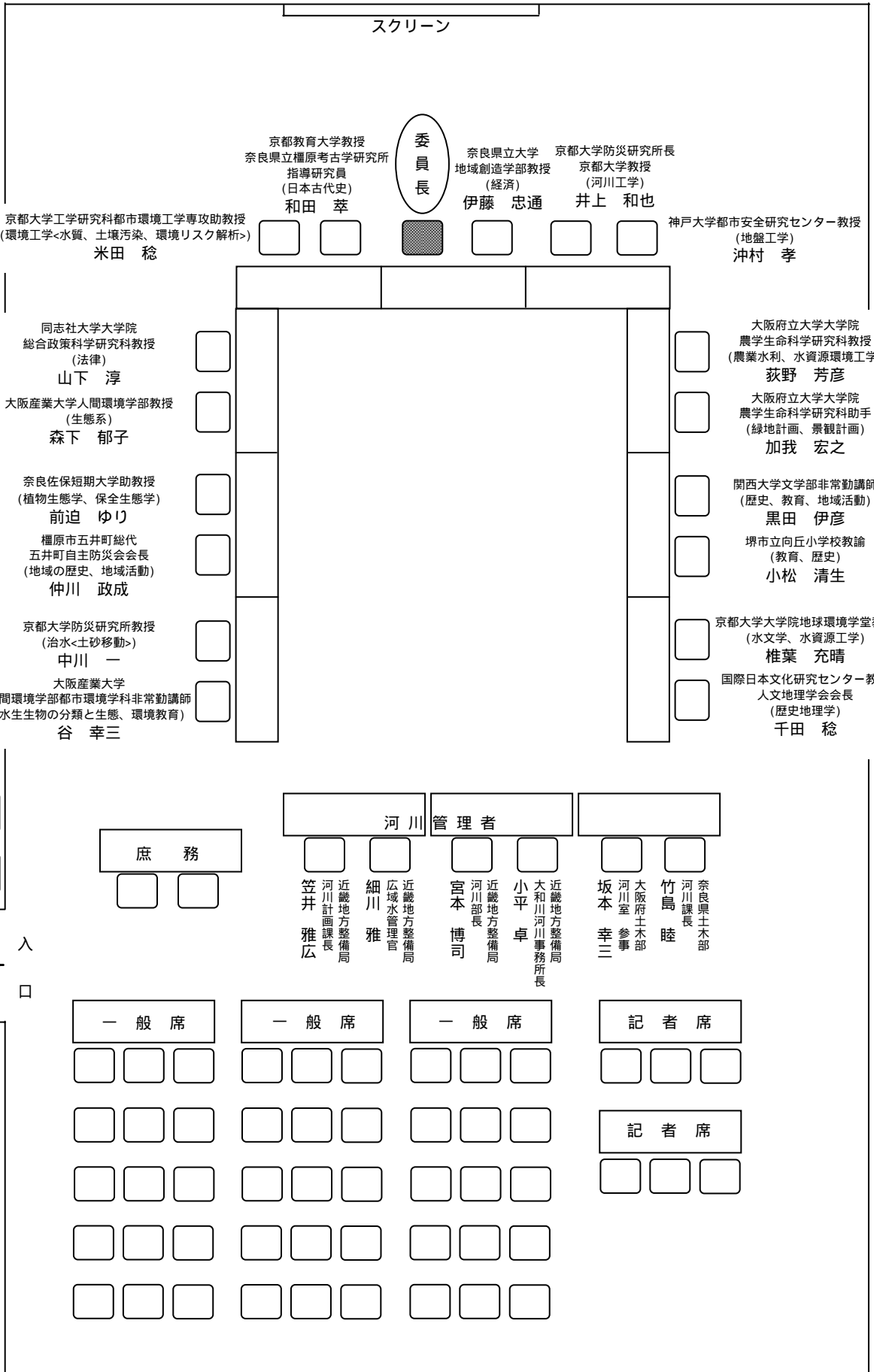
第 1 回 大和川流域委員会

日 時：平成 16 年 5 月 29 日(土)
18 時 00 分から 19 時 00 分
場 所：天王寺東映ホテル
2 F 白鳥の間

議 事 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 委員長挨拶
- 3 . 議 事
 - (1) 委員長の職務を代理する委員の指名…………… 資料 1
 - (2) 大和川流域委員会の情報公開の方法…………… 資料 2
 - (3) 大和川流域委員会の今後の進め方…………… 資料 3
 - (4) その他
- 4 . 閉 会

第1回大和川流域委員会 席次表



大和川流域委員会委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏名	所属	分野
伊藤 忠通	奈良県立大学地域創造学部教授	経済
井上 和也	京都大学防災研究所長 京都大学教授	河川工学
沖村 孝	神戸大学都市安全研究センター教授	地盤工学
荻野 芳彦	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科教授	農業水利、 水資源環境工学
加我 宏之	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科助手	緑地計画、景観計画
黒田 伊彦	関西大学文学部非常勤講師	歴史、教育、地域活動
小松 清生	堺市立向丘小学校教諭	教育、歴史
椎葉 充晴	京都大学大学院地球環境学堂教授	水文学、水資源工学
千田 稔	国際日本文化研究センター教授 人文地理学会会長	歴史地理学
谷 幸二	大阪産業大学 人間環境学部都市環境学科非常勤講師	水生生物の分類と生態、 環境教育
中川 一	京都大学防災研究所教授	治水（土砂移動）
仲川 政成	橿原市五井町総代 五井町自主防災会会長	地域の歴史、地域活動
前迫 ゆり	奈良佐保短期大学助教授	植物生態学、保全生態学
森下 郁子	大阪産業大学人間環境学部教授	生態系
山下 淳	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	法律
米田 稔	京都大学工学研究科都市環境工学専攻助教授	環境工学(水質、土壌汚染、 環境リスク解析)
和田 萃	京都教育大学教授 奈良県立橿原考古学研究所指導研究員	日本古代史

目 次

資料 1	委員長の職務を代理する委員の指名……………	1
資料 2	大和川流域委員会の情報公開の方法……………	2
資料 3	大和川流域委員会の今後の進め方……………	5

委員長の職務を代理する委員の指名

大和川流域委員会規約第5条

(委員長)

第5条

委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

第5条第3項の定めに従い、大和川流域委員会委員長の職務を代理する委員を選出する。

委員長代理

大和川流域委員会の情報公開の方法

情報公開の方法（案）

大和川流域委員会規約第7条に基づく、情報公開の方法について以下のように定める。

(1) 委員会の公開

1) 一般傍聴者に関する基本方針

一般傍聴者の受け入れについては、全ての希望者が傍聴出来るよう可能な限り配慮する。

2) 一般傍聴者の申し込みの受付

傍聴を希望する者は事前に申し込むことを基本とし、会場の収容能力に余裕があれば委員会当日に会場にて受け付ける。

3) 申込人数が会場の収容人数を越える場合等の対応

事前申し込みの人数が収容できる会場を準備することを原則とするが、申し込み人数が会場の収容人数を超えた場合は抽選とする。

事前申し込み人数が会場の収容人数未満の場合には、事前申込者はすべて傍聴を認める。当日会場で受け付けた申込者については先着順とする。

4) 会議の開催案内

会議の開催案内は、原則として記者発表を通じての案内、及びホームページでの案内とするが、その他の方法を妨げない。

(2) 委員会資料・審議結果等の作成及び情報公開

(a) 委員会資料の配付について

1) 当日の委員会資料の配付は、原則として傍聴者を含め全ての委員会参加者に配布する。ただし、公表できない資料（例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料）などは配布しない。

2) 委員会後、委員会資料の請求があった場合は、残部の範囲内で送料負担の条件で提供する。

(b) 議事録等の作成及び公表について

3) 審議結果の取りまとめ及び審議内容の公表は、委員会の責任において行う。

4) 作成する議事録は、議事のプロセスが分かるようなものとし、作成のうえ公表する。作成にあたってはプライバシー、貴重種の生息場所等、公表できない情報の取り扱いに配慮する。

5) 議事概要（1枚程度のもの）は、必要に応じて、庶務が作成し、委員長が確認のうえ、公表することができる。

6) 公表する議事録の発言（委員・河川管理者によるもの）は、氏名の明記を要しない。反対意見等特に発言者を明記すべき必要のある発言に限り氏名を明記する。

7) 公表する議事録の発言（一般の方・書面によるもの）は、あらかじめ了解を得たうえで、原則として氏名を明記する。

8) 公表する議事録の発言内容（委員、河川管理者、一般傍聴者によるもの）は、発言者の確認を必要とする。

9) 作成された議事録は、出席委員全員及び河川管理者による確認のうえ、委員長が最終

確認を行って、確定するものとする。

(c) 配付資料、議事録等の公表の方法

10) 配布資料（委員会参加者に配布する資料）及び議事録の公表手段は、ホームページ及び閲覧を基本とする。

(d) ニュースレターの発行

11) 流域委員会としてニュースレターを、適宜発行する。

(3) その他

- ・ 流域委員会は、大和川流域委員会規約(案)第6条の6に基づいて、委員会の場で関係する自治体等から意見を聴くことができる。
- ・ 一般傍聴者の発言に関して、別紙のルールを定め、会議開催前に配布するものとする。

発言にあたってのルール（案）

会議の始め、以下の「発言にあたってのお願い」を一般傍聴者に配布し、事前に了解を得たうえで発言していただくこととする。

一般傍聴者の方々へ

大和川流域委員会 庶務

発言にあたってのお願い

会議中は、議事録作成のため、マイクを通しての録音をおこなっています。恐れ入りますが、発言にあたっては、以下の事項にご注意いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

本日は、後程、一般傍聴者の方からの発言の時間を設ける予定ですので、審議中については、ご発言をご遠慮願います。

第1回大和川流域委員会において決められた公開の原則に基づき、発言の内容については議事録を作成し、公開する予定です。

発言される際は、下記注意事項をご確認のうえ、発言の都度、冒頭で次の内容をご発言いただきますようお願いいたします。

必ずマイクを通じてご発言下さい。

お名前

ご住所（都道府県名あるいは市町村名）あるいはご所属等

（注意事項）

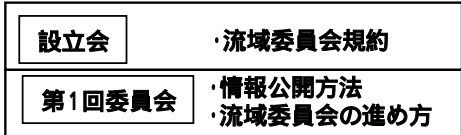
議事録は原則として発言者の氏名を明記し、公表されます。

議事録に記載する発言内容は発言者の確認を頂きます。

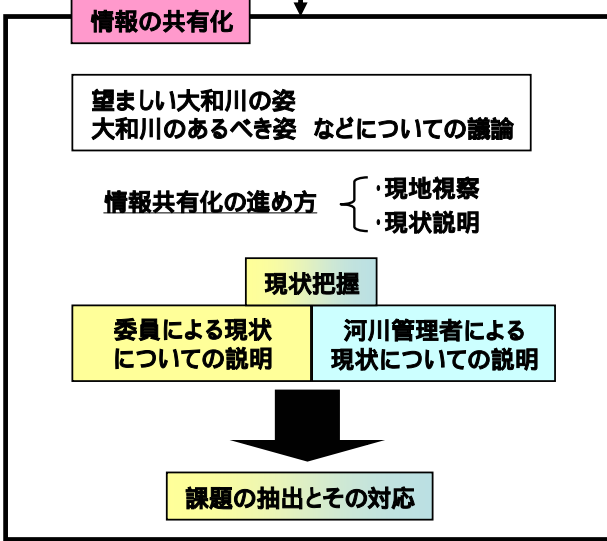
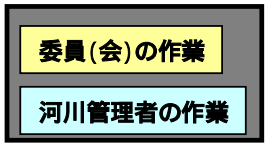
議事録は委員会の責任において作成されるため、修正追加等の希望に添えない事があります。

大和川流域委員会の今後の進め方 「河川整備計画策定の流れ(河川管理者からの提案)」

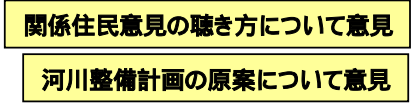
大和川流域委員会
流域委員会(H16.5.29)
資料 3



流域委員会設立会
第1回委員会(H16.5.29)



河川整備計画の原案の提示



河川整備計画の案の作成